

○福岡県警察足跡取扱規程の制定について（概要）

（平成30年福岡県警察本部内訓第5号）

この内訓は、足跡取扱規則（昭和54年国家公安委員会規則第6号）及び足跡取扱細則（昭和54年警察庁訓令第9号）に定めるもののほか、福岡県警察における足跡の取扱いについて、必要な事項を定めたものである。

主な内容として、

- 足跡の取扱いの基本方針
- 足跡の採取
- 遺留足跡等の引継ぎ及び送付

などの項目からなっている。